

財 関 第 862 号
令和元年 6 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際
における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、令和元年 7 月 1 日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」(平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号) は廃止する。